

大雪時のチェーン義務化 今冬20区間指定へ

国土交通省

国土交通省では、気象庁が警報を出すレベルの大雪の際、立ち往生が懸念される高速道路や国道の区間で、全ての車にタイヤチェーンの装着を今冬から義務付ける方針を公表しましたのでお知らせします。

【概要】

国交省の調べでは、2015年度に国の管理する国道で、雪のため立ち往生した車の75%は冬用タイヤで、このうち89%がチェーン未装着

過去に立ち往生が起きた場所や急坂などの約20区間を今月末から年度末までに順次指定し、来年度以降も加えて約200区間に広げる。

約20区間は選定中で、2月に大規模な立ち往生が発生した福井県内の国道8号や、並行する北陸自動車道の一部などの指定が見込まれる。

区間を示す新たな標識と監視カメラの設置、チェーン着脱場所の確保といった準備が整った区間から義務化し、その後にチェーンなしで大規模な立ち往生を引き起こすと、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金を科されることになる。

【参考】

国土交通省では、チェーン規制に係る改正案のパブリックコメントを下記にて行っております

パブコメ

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001097.html

「冬期道路交通確保対策検討委員会」サイト（国交省）

<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/index.html>

第4回冬期道路交通確保対策検討委員会 配付資料

<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/giji04.html>